

特許料等手数料納付の口座振替制度導入 について

平成19年10月24日
特 許 庁

§1 オンライン出願と納付方法の実情

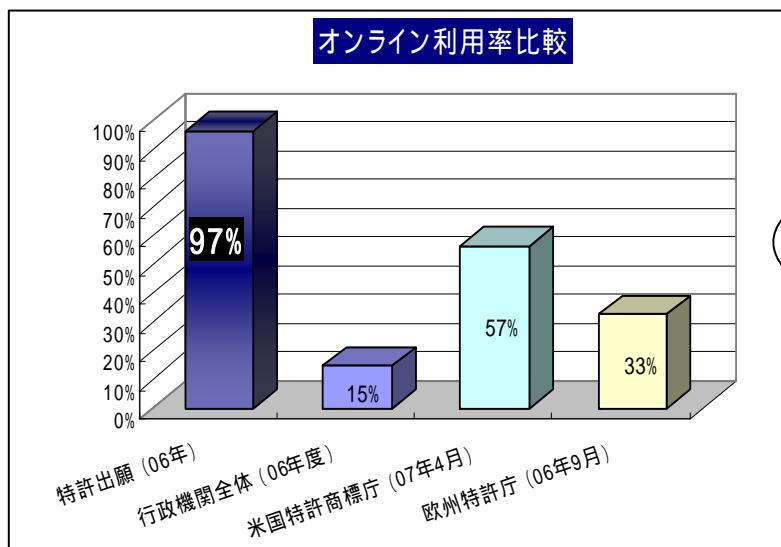


迅速かつ的確な産業財産権の権利化の促進や事務処理の効率化

- ◆世界に先駆けてペーパレス化を推進
- ◆ネットワークインフラの活用を図ることで、制度利用者の利便性向上
- オンライン出願の促進
- 特許電子図書館(IPDL)やインターネットを利用した公報の発行

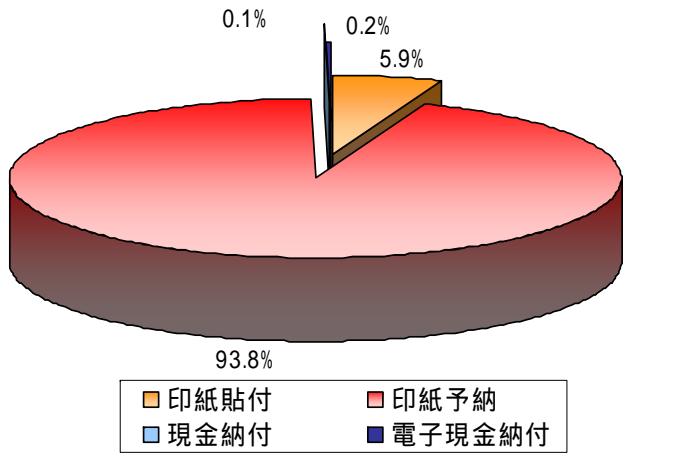
- ◆H17.10より電子決済インフラを用いた電子現金納付(インターネットバンキング)が開始
- ◆しかしながら、**口座振替(同時納¹)を実現する国庫金電子決済インフラは存在しなかった。**

産業財産権情報の電子化



他方、納付方法は

18年度における納付方法別件数比率



18年におけるオンライン出願率は、特許・実用新案97%、意匠91%、商標83%、査定系審判98%、国際特許出願(国内段階)99%、国際特許出願(国際段階)83%。なお、18年度における行政機関全体のオンライン利用率は15.3%、商業・法人登記手続で19%('平成18年度における行政手続オンライン化等の状況'、平成19年8月総務省公表)。

18年度に於ける納付方法別件数: 特許印紙: 266万件/1,400億円(99.7%), 納付書による現金納付: 2,568件/3.2億円(0.1%), 電子現金納付: 4,826件/2.2億円(0.2%)となっている。(18年度特許印紙貼用調、現金納付統より)

1 特許法195条第5項等により定められ、その方法は手続画面に事前に納付行為を行った印紙・領収証書を貼付または、納付後にそれに用いた納付番号を記載することとなっている。手数料を納付しないでその手続を行ったときは、手数料の補正を命じ、これに応じないときはその手続を無効とし、または却下する。したがって、滞納という問題は起こらず、強制徴収の手続もない。(注釈特許法)このようなことから発生と同時に納付すべきこととなっている債権である。

§2 電子決済インフラの整備



24時間納付可能

同時納

国庫金納付には、印紙・現金等による方法が主流であり24時間いつでも納付することは不可能であった。

口座振替においても、磁気テープによる収納機関・金融機関のデータ接受手法しかなく、実質的に同時納と同視しうるネットワークインフラは存在しなかった。

平成16年01月

日本マルチペイメントネットワーク(以下、MPN)運営機構が運営する収納機関と金融機関を電気通信回線で結び、電気・水道・ガスなどの公共料金や税金の支払いをATMや電話、パソコン等の各種バンキングサービスを利用して24時間行うことができる電子決済ネットワークを国庫金収納について採用。

電子現金納付開始
(インターネットバンキング)

- ◆ 24時間納付可能
- ◆ 国庫金歳入以降がオンライン化
- ◆ 特許庁は平成17年10月より導入²

平成19年02月

特許庁、関税局(独立行政法人通關情報処理センター以下、Naccs)は日本MPN運営機構に対し、国庫金歳入以降についてMPNを利用したリアルタイム口座振替の実現を要請した結果、日本MPN運営機構が主体となり、特許庁、Naccs、金融機関が、金融機関の仕様確定、官公庁及び金融機関のインターフェース標準化について、「ダイレクト方式インターフェース仕様書」を作成。

働きかけにより
「リアルタイム口座振替」
が実現

- ◆ 24時間、申請だけで納付可能
- ◆ 国庫金歳入以降がオンライン化
- ◆ 国庫金では本邦初となるリアルタイム口座振替

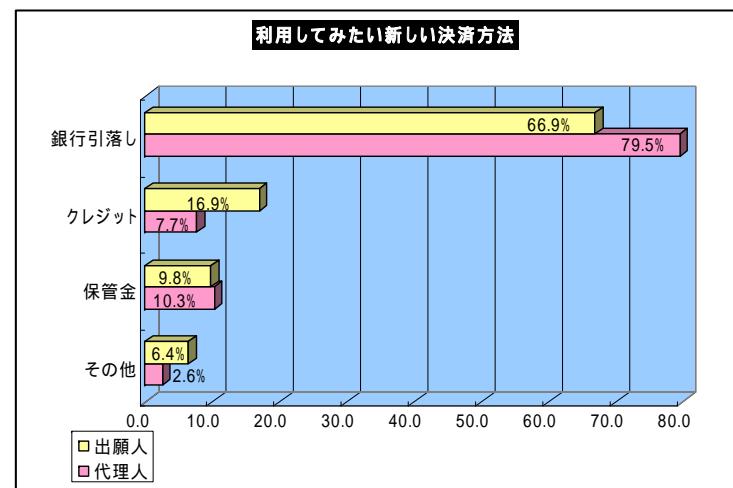
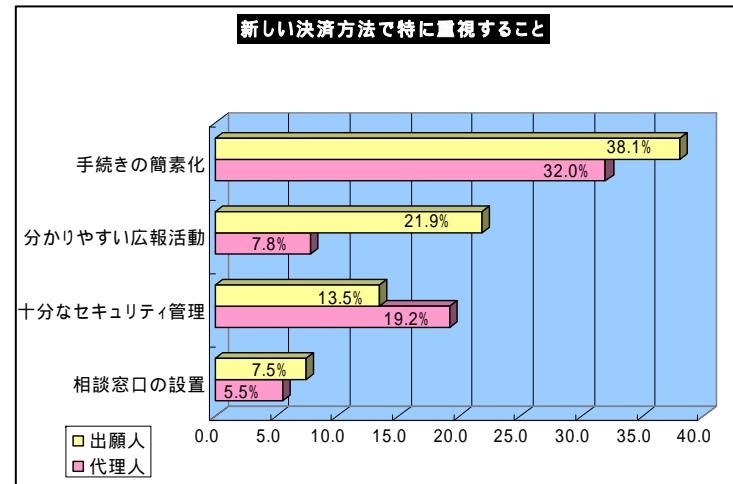
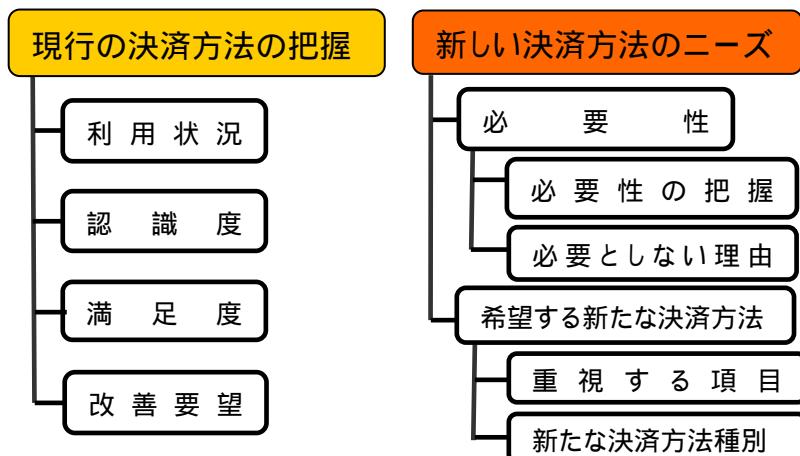
² 特許庁における電子現金納付率は現金による納付方法において導入当初平成17年10月15%(42件,2百万) 18年3月81%(624件,30百万)に上昇しているが、一件毎に納付が必要であったり、ネットバンキング契約が必要であったり等手續が煩雑なため全体の利用率ではまだ低いものとなっている。

§3 新しい決済方法のニーズ

- ◆出願人等利用者が現行決済方法、新たな決済方法にどのような認識や要望をもっているかを平成18年2月にアンケートを行いニーズ状況を把握・分析を行った。
- ◆新しい決済方法を「必要」と回答した出願人・代理人において、特に重視することについては、「手続きの簡素化」と回答した出願人が約4割、代理人で約3割であった。
- ◆新しい決済方法を「必要」と回答した出願人・代理人において、新たに利用したい決済方法としては「銀行口座自動引落し」が出願人約7割、代理人約8割であった。

対象種別	対象者数	回答者数	回答率
企業	個人	375	130 34.7%
	大企業	457	305 66.7%
	中小企業	668	297 44.5%
	(不明)	(203)	(54) 26.6%
	企業小計	1,125	602 53.5%
出願人計		1,500	732 48.8%
代理人		500	221 44.2%
総合計		2,000	953 47.7%

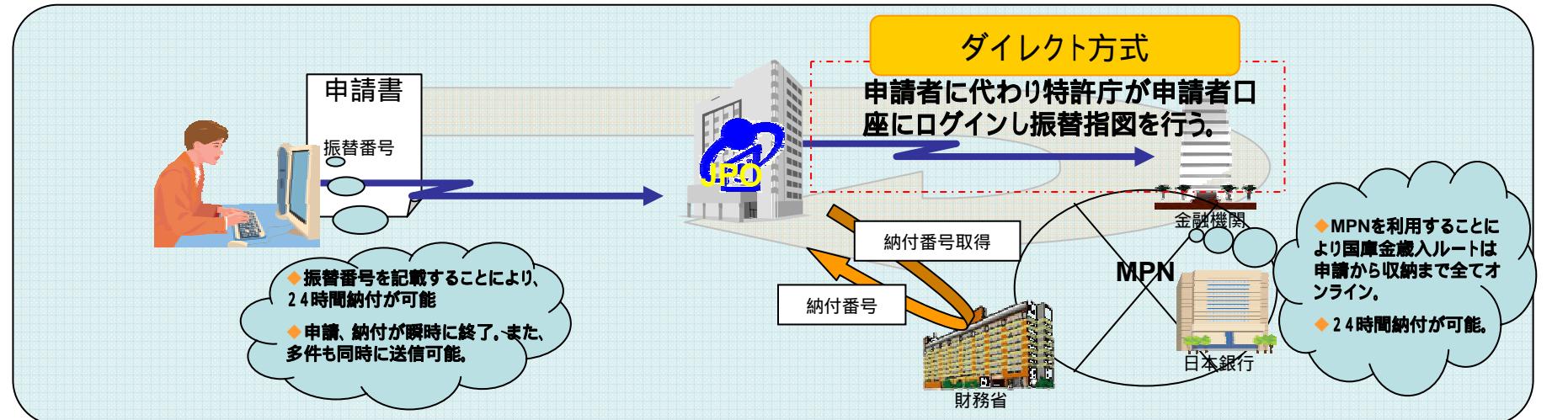
- ◆出願人については、4法別出願の多少、分野別、地域別に選定を行っている。
- ◆代理人については、4法別出願の多少、社外代理人であり出願実績のある者を選定。



§4 ダイレクト方式口座振替の導入とメリット



- ◆ 電子出願に係る特許料等手数料の納付に関して、より簡便で安全面に配慮した決済方法の提供
 - ◆ 制度利用者の口座振替制度導入ニーズ
 - ◆ 同時納を担保する国庫金電子決済インフラの整備
- このことから、口座振替制度を導入する。**



対特許印紙貼付	対印紙予納	対納付書	対電子現金
<ul style="list-style-type: none">◆印紙購入不用 安全面の確保 営業時間制限無し◆貼付作業・紙手続不用 事務処理の軽減□印紙消印・DE³不用 事務処理の効率化□保管スペース不用 スペースの有効活用□印紙売捌手数料の減 歳入の増・歳入構造の明確化	<ul style="list-style-type: none">◆印紙購入・予納不用 安全面の確保 営業時間制限無し◆貼付作業・紙手続不用 事務処理の軽減◆複数口座保有可能 管理の簡素化□印紙消印・DE不用 事務処理の効率化□保管スペース不用 スペースの有効活用□印紙売捌手数料の減 歳入の増・歳入構造の明確化	<ul style="list-style-type: none">◆現金窓口取扱不用 安全面の確保 営業時間制限無し◆納付書取得・貼付作業・紙手続不用 事務処理の軽減□DE不用 事務処理の効率化□保管スペース不用 スペースの有効活用	<ul style="list-style-type: none">◆ATM取扱不用 安全面の確保 取扱金額制限無し◆納付番号取得不用 ◆多件一通処理可能 事務処理時間の軽減◆ネットバンキング契約不用 手続の簡素化◆金融機関営業時間外手続可能 営業時間制限無し

³ データエントリー。紙の提出書面について
は電子化を行っている。

◆は制度利用者のメリット
□は特許庁のメリット

§5 クレジット決済の検討



◆国庫金として初となる国民年金保険料や他公金の導入状況、また、公金クレジット決済協議会が策定した「クレジットカード決済導入の手引き」を検討し、さらなる制度利用者の利便性向上に資する環境整備及びPLT条約における外国出願人の直接行う納付行為に対応するため、関係省庁・クレジットカード事業者等関係機関との調整・理解を得、早期に所要の措置を講ずる。

5-1 クレジット決済の状況

日本MPN推進協議会⁴

各界の要請により、平成18年3月の理事会においてMPNにカード会社が接続・利用できるようにする方針を正式に決定。

公金クレジット決済協議会⁵

地方税や水道料金、年金保険料などの公金収納を開始するため、本年9月に「クレジットカード決済導入の手引き」を公表。

5-2 公金に於けるクレジット決済実施状況

主体	対象費目		導入年月	決済方法
都道府県	大阪府	電子申請に於ける申請手数料 「オンライン納付を実施する手続」の40手続	2007.04	事前登録方式
	東京都	水道料金	2007.10	事前登録方式
	宮崎県	自動車税	2007.05	事前登録方式
市町村	藤沢市	軽自動車税	2007.05	事前登録方式
	丸亀市	水道料金	2007.03	事前登録方式
	猪名川町	水道料金	2007.04	事前登録方式
	玉城町	軽自動車税・固定資産税・住民税・水道料金・下水道料・国民健康保険料・保育費・病院診療費・施設利用料・農業集落排水施設使用料・町営住宅使用料・住宅新築資金等償還金	2007.04	事前登録方式
	横浜市	水道料金	2007	事前登録方式
国	社会保険庁	国民年金保険料	2008	事前登録方式

4 マルチペイメントネットワークの普及・推進、マルチペイメントネットワークの仕様の検討等、日本マルチペイメントネットワーク運営機構と協力しながらPay-easy(ペイジー)の普及に向けた取組みを継続するとともに、各種調査・研究なども行っている。

5 国庫金・地方公金等の公金分野におけるクレジットカード決済の円滑な導入を図ることにより、国民の利便性の向上を図るとともに、官公庁及び地方公共団体の事務の効率化に寄与することを目的としクレジットカード大手12社が設立。

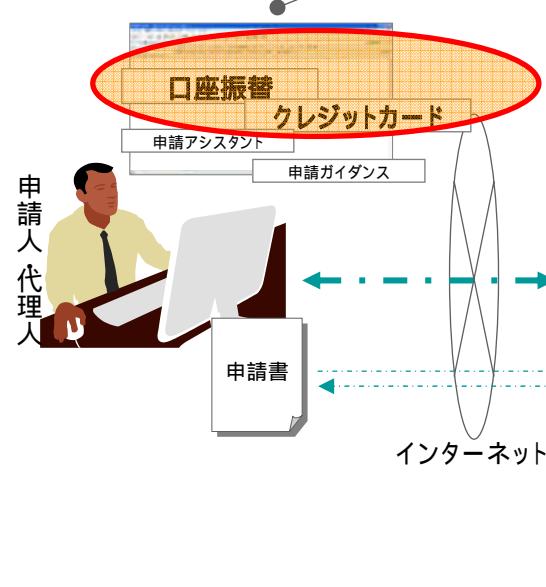
§6 さらなる電子化へ向けての検討



新業務システムのメリット ~知財ユーザの利便性向上及び新サービスの提供~

【オンライン出願率100%を目指して】

- ユーザの端末側には申請のための特別の専用ソフトを不要とし、インターネット+Webでの申請を可能とすることを検討。
- 料金の支払いの多様化を図る。現在の預納口座、電子現金納付等に加え、口座振替、クレジットカードによる支払いも可能にする。
- 初心者向けに、申請ガイダンス機能、申請アシスト機能を充実させ、初心者であっても簡単に申請ができるようにする。



【ワン・ストップ・ポータル機能 (いつでもどこでもオンデマンドで)】

- 特許庁が提供するインターネットを介した各種サービスや情報を集約表示し、利用できるようにすることでユーザの利便性の向上を図る。

ログイン(本人認証)

インタラクティブ
申請機能等

(審査へ)

オンライン閲覧(包袋情報
等)無料提供サービス

インターネット公報の
提供サービス

ガイド、便覧等

特許庁からのお知らせ

関連リンク

【申請書の作成ミス“ゼロ” (インタラクティブ申請機能)】

- 従来、申請後に特許庁で行っていた機械チェックを、さらに上流、申請人側で申請前に実施する機能及び特許庁が保有する最新の情報の提供を行うこととする(インタラクティブ申請機能)

現在、紙でしか手続きできない書類(例えば、当事者系審判書類、PCT中間手続き書類、マドプロ関係書類、登録関係書類等)については、制度が許す限りにおいてオンラインでの手続きを可能とすることを検討。